

令和5年5月23日

保護者の皆様

東京都立永山高等学校長
平柳 伸幸

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対応について

日頃より本当の教育活動に御理解・御協力賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行いたしました。

これに伴い、文部科学省から、学校における衛生管理マニュアルの改定について通知があり、これを参考に下記の通り従来の感染症対応の見直しを行いました。御不明な点や御相談等がありましたら、副校長へ御連絡ください。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- 2 出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨いたします。
- 3 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなかったこととなるため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。
- 4 生徒本人が感染した場合、必ず医師の診断を受けて「学校感染症罹患証明書」に必要事項を記入して、学校に提出してください。

「学校感染症罹患証明書」は主治医が作成するものですが、第二種のインフルエンザと同様生徒氏名と受診日・疾患名がわかるもの（お薬説明書や領収書等の写し）を裏面に添付すれば、医療機関の記載がなくてもかまいません。（学校感染症罹患証明書の記載より）

【参考】

5月7日以前		5月8日以降	
本人が感染した場合	出席停止	本人が感染した場合	出席停止
本人が濃厚接触者となり自宅待機の場合（同居人等が感染）	出席停止	本人が濃厚接触者となり自宅待機の場合（同居人等が感染）	欠席
本人が感染することが不安で保護者が休ませたい場合	出席停止	本人が感染することが不安で保護者が休ませたい場合	欠席 *要相談

問い合わせ先 副校長 山川
電話 042-374-9891